

加盟大学スキー部長・顧問 各位

公益社団法人 全日本学生スキー連盟
会 長 若 月 等

学生における未成年の飲酒・喫煙や薬物についての指導の徹底について（依頼）

平素は当連盟にご支援ご協力を賜りありがとうございます。

いよいよシーズンに入りスキー競技も始まっておりますが、各大学は大鱈インカレに向け、合宿や試合など予定が組まれていることと存じます。日頃は学生に対しましては、部長・顧問の先生より「飲酒・喫煙・薬物」等の指導も既にされていることと存じますが、改めて当連盟より注意喚起させていただきます。

昨今、未成年者による飲酒及び喫煙について問題視されている中、すでに新聞等で報道されご承知と存じますが、先般、全日本スキー連盟においても該当事例が発覚し当面のスキー競技活動の停止及び自粛するなど対策が講じられております。

当連盟では、121 校の加盟大学で成り立っておりますが、その学生においては、当然大学 1 年・2 年の未成年者も登録しています。当連盟の活動において、一部の身勝手な学生の行動により、現役学生諸君の競技活動が停止や自粛されるなどあってはなりません。今一度、各大学内においてミーティングを行うなどし、問題が起きないようにお願いしたいと思います。スキー競技活動を実りあるものとするためにも、各大学においても定められたルールを確認し、活動に励むようご指導の程、よろしくお願い致します。

なお、注意喚起をする上で、「飲酒・喫煙・薬物に関する基本原則」を定めましたので、監督、コーチはもとより現役学生への各大学で徹底図っていただきたくご依頼申し上げます。

また合わせて SAJ より提起されております「全日本スキー連盟競技者行動規範」（別表 1）を添付致します。学生スキー連盟もこの行動規範に準じて運用いたします。

またこの通知に違反が生じた場合は速やかに連盟会長あて報告をお願いいたします。

～ 全日本学生スキー連盟 飲酒・喫煙・薬物に関する基本原則 ～

1. 未成年者は、飲酒及び喫煙をしない。
未成年者には、いかなる場合であっても飲酒・喫煙をさせない。
2. 互いの人格を尊重し、たとえ成人であっても飲酒及び喫煙を強要しない。
3. 自身の飲酒について責任をもち、一気飲み等の無謀な飲み方は行わず、節度をもった行動を心掛ける。
4. 飲酒運転は絶対に行わない。
5. 大麻などの違法薬物および脱法ドラッグ（ハーブなど）はいかなる場合でも行わない。

全日本スキー連盟競技者行動規範

競技者等行動規範

(目的)

第1条 この規範は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）に登録している競技者及びスタッフ（以下「競技者等」という。）の一人ひとりが本連盟を代表する競技者等であり、規律ある行動をとる責務を負っていることに鑑み、競技者等が遵守すべき基本的な行動規範を定め、もって本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、スキー及びスノーボードの競技力の向上と普及・発展に寄与することを目的とする。

(行動規範)

第2条 競技者等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令及び諸規則等の遵守

法令、諸規則、社会ルール（以下「法令等」という。）及び本連盟の規程を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。第三者に対し、法令等に違反する行為を指示又は強要しないこと。

(2) 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

(3) ハラスメントの禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むが、これらに限らない。）を行わないこと。

(4) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(5) 指定衣服の着用

本連盟又はその他の団体が開催する競技会、遠征、合宿、パーティー及びレセプション等の行事（以下「競技会等」という。）において、本連盟が指定衣服の着用を命じるときは、その衣服を着用すること。衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方法によること。

(6) ドーピング行為の禁止

ドーピング行為を一切行わないこと。健康上の理由によりやむを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で服用すること。なお、競技前に薬物等を服用する場合には、予め本連盟にその旨を報告しなければならない。

(7) 違法薬物の使用禁止

違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他違法な薬物をいう。）を一切使用しないこと。

(8) 喫煙及び飲酒の禁止

未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。

(9) 礼儀礼節の保持

社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、本連盟を代表する競技者等としての自覚と責任をもって行動すること。

(10) 名誉毀損行為等の禁止

本連盟又は本連盟の役職員、競技者等の名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。

(11) 秩序維持

本連盟の正常な運営を妨げたり、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしないこと。

(12) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと。

(13) その他

競技者等のうち、日本代表選手又はその活動をサポートするスタッフに選抜された者は、当該選手団の団長又は監督が定める行動規範や指示事項を遵守すること。公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）や国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）の競技会等に参加する際には、本連盟の行動規範に加え、これらの定める規約等に従うこと。

以上